

# 軽減税率導入直前セミナー

～2019年10月1日からの消費税実務を総点検～

聴講  
無料

いよいよ2019年10月1日から消費税の軽減税率が導入される予定です。軽減税率の対象となる飲食料品等を扱わない法人でも、課税仕入れのうちには軽減税率の対象となる飲食料品の仕入れが混在しており、その影響は広範囲に及びます。また、軽減税率と標準税率の複数税率化に伴い、仕入税額控除の要件が「区分記載請求書等保存方式」に改められます。

さらに、2023年10月1日以降は、日本型インボイスと言われる「適格請求書等保存方式」へ改められ、仕入税額控除の要件の厳格化も予定されています。

そこで、本研修会では、消費税率の引上げと軽減税率制度、「区分記載請求書等保存方式」の実務における留意点等について説明するとともに、「適格請求書等保存方式」の概略を解説します。

多忙な時期ではありますが、経過措置の指定日である4月1日を目前に控え、改正事項の留意点を事前に確認できる貴重な機会です。是非多くの皆様にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

日時 平成31年2月22日〔金〕  
午後2時30分～4時

会場 銀座ブロッサム

〔〒104-0061 中央区銀座2-15-6 TEL03-3542-8585〕

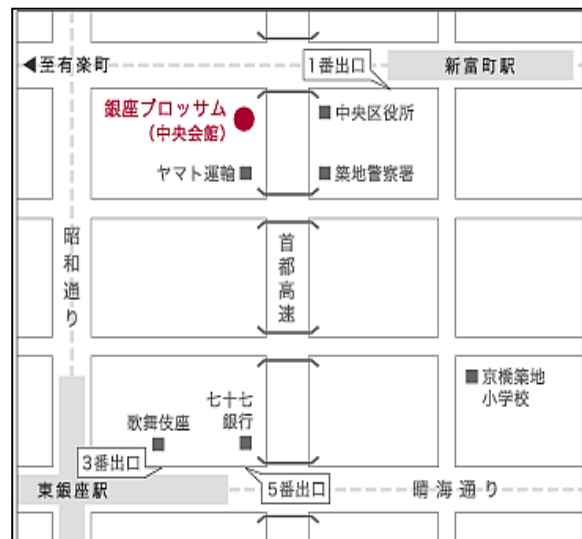
- \* 有楽町線／新富町駅1番出口 徒歩1分
- \* 日比谷線／東銀座駅3・5番出口 徒歩8分
- \* 浅草線／東銀座駅3・5番出口 徒歩8分

講師 税理士 椿 隆(つばき たかし) 氏

昭和54年中央大学商学部卒。平成29年税理士登録。昭和55年4月東京国税局に採用され、平成2年7月に、京橋税務署の法人会担当、平成3年7月からは国税庁において、主として消費税法基本通達の起案など消費税の審理事務に従事し、平成29年7月に神奈川県内の税務署長を最後に退官の後、椿隆税理士事務所設立。

【主な著書】

「消費税質疑応答集（平成16年版）」（大蔵財務協会）  
など。



## 出席票

麴町法人会 会員・一般 (いずれかに○を付けてください)

\* 下記にご記入の上、当日受付にお渡し下さい。(事前申込みの必要はありません。) \* 同一法人から2名以上のご出席可。

所在地			
会社名		電話	
部課名		役職名	
参加(代表)者氏名		参加人数	合計名

※ご記入いただきました個人情報、当研修会の整理以外には利用いたしません。